

○指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日

指宿市告示第70号

改正 令和 7 年 4 月 1 日指宿市告示第95号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内に存在する空き家等の有効活用を図り、本市への移住又は定住を促進するため、指宿市空き家バンクに登録された物件を利用し、本市に移住又は定住をする者に対し、予算の範囲内において登録物件の取引の仲介手数料に係る補助金を交付することについて、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が市内において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- (2) 指宿市空き家バンク 指宿市空き家バンク実施要綱（令和 5 年指宿市告示第68号）第 2 条第 3 号に規定する空き家バンクをいう。
- (3) 登録物件 指宿市空き家バンクに現に登録されている物件をいう。
- (4) 利用者 指宿市空き家バンクを活用して、登録物件である空き家等を購入し、又は賃借する契約を締結した者をいう。
- (5) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第 1 項に規定する宅地建物取引業者が受けることができる報酬をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ市税等の滞納がない者とする。

- (1) 登録物件に 3 年以上居住する意思がある利用者と、宅地建物取引業者の仲介により売買又は賃貸借契約を締結し、契約日の翌日から起算して 1 年以内に申請し、かつ、申請年度内に本市への転入手続きの完了が見込まれる者又

は契約日において本市に転入後 5 年を経過していない者

(2) 利用者（指宿市空き家バンク実施要綱第 7 条第 4 項の規定により利用希望者となった者に限る。）であって、契約日の翌日から起算して 1 年以内に申請する者

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。

以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、5 万円を上限とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付回数）

第 5 条 補助金の交付は、同一世帯又は第 3 条第 2 号に該当する利用者のいずれかにおいて 1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付申請書（第 1 号様式）及び誓約書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 登録物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(2) 補助対象者の住民票の写し（第 3 条第 1 号に該当する場合のみ）

(3) 市税等の滞納がないことを証明する書類

(4) 補助対象経費に係る領収書（経費の内容が分かるもの）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び交付確定）

第 7 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、規則第 23 条第 2 号の規定に基づき、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び交付確定通知書（第 2-3 号様式）により、当該申請を行った者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付請求書（第3-4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定者が本市への転入前に第6条の申請書を提出している場合は、請求書に本市への転入後の住民票の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 交付決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に登録物件の取壊し、転売又は転貸したとき。

(3) 交付決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転出又は転居したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び交付確定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するとともに、指宿市空き家バンク仲介手数料補助金返還命令書（第6号様式）により期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 第1項第2号及び第3号に該当するときに命ずる返還金の額は、交付された補助金の額に別表に定める割合を乗じて得た額とする。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、交付決定者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5 市長は、前4項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第10条関係）

交付の日からの経過年数	返還金の割合
1 年未満	3 分の 3
1 年以上 2 年未満	3 分の 2
2 年以上 3 年未満	3 分の 1

備考

算出した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付申請書

指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金の交付を受けたいので、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費	円	
2 補助金の交付申請額	円	
3 登録物件の所在地	指宿市	
4 登録物件に係る宅地建物 取引業者の名称		
5 補助対象経費の支払日	年 月 日	
※未転入者の場合 6 本市への転入予定日	年 月 日	
※第 3 条第 1 号に該当する場合 7 居住の意思確認	私は、登録物件に 3 年以上居住する意 思があります。	☐

※添付書類

- 1 誓約書（第 2 号様式）
- 2 登録物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 3 補助対象者の住民票の写し
- 4 市税等の滞納がないことを証明する書類
- 5 補助対象経費に係る領収書（経費の内容が分かるもの）の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

誓約書

私は、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱第10条第3項に規定する金額を返還します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

指宿市長 様

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家バンク取引仲介手数料補助金については下記のとおり交付することに決定したので、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助対象経費，交付決定額及び交付確定額

- | | |
|------------|---|
| (1) 補助対象経費 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 円 |
| (3) 交付確定額 | 円 |

2 交付の条件

- (1) 申請時に本市の住民でなかった場合は、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付請求書（第4号様式）に、本市への転入後の住民票の写しを添付すること。
- (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
- (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

指宿市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付確定通知のあった指宿市
空き家バンク取引仲介手数料補助金について、指宿市空き家バンク取引仲介手数料
補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 請求額 金 円

3 振込先

振 込 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協		支 店 出張所
	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座		
	口座番号			
	口座名義人	(フリガナ)		請求印
氏 名				

※注意

- 1 通帳のコピー（口座情報が確認できるもの）を添付すること。
- 2 請求者と口座名義人が異なる場合は、請求者は請求印を押印すること。

※添付書類

申請時に本市の住民でなかった場合は、転入後の住民票の写しを添付すること。

第 5 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び交付確定取消通知書

年 月 日付で通知した指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金の交付決定及び交付確定の（全部・一部）を取り消しましたので通知します。

（取消しの理由）

第 6 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



指宿市空き家バンク仲介手数料補助金返還命令書

指宿市空き家バンク仲介手数料補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により，下記
のとおり指宿市空き家バンク仲介手数料補助金の返還を命ずる。

記

1 返 還 の 理 由

2 補助金交付額 円

3 返 還 金 の 額 円

4 返 還 の 期 限 年 月 日